

香川県庁ホール使用規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年7月15日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第51号

香川県庁ホール使用規則等の一部を改正する規則

(香川県庁ホール使用規則の一部改正)

第1条 香川県庁ホール使用規則(昭和33年香川県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」及び注を削る。

(香川県公有財産規則の一部改正)

第2条 香川県公有財産規則(昭和39年香川県規則第37号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式中「㊦」を削る。

第12号様式、第14号様式、第16号様式及び第18号様式中「㊦」及び備考を削る。

(庁舎管理規則の一部改正)

第3条 庁舎管理規則(昭和46年香川県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「㊦」及び注を削る。

(職員の職務発明に関する規則の一部改正)

第4条 職員の職務発明に関する規則(昭和60年香川県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第2号様式中「㊦」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和3年9月1日から施行する。
- 2 改正前の各規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。